## IR カジノ誘致 大阪市異例の負担

「松井市長の意向強く」という大きな見出しが付いた、毎日 12 月 28 日朝刊の表題 記事を抜粋して紹介する。

市などによると、事業者が 20 年に行ったボーリングによる地質調査の結果、39 地点中 24 地点で大地震の際に液状化する恐れのあることが判明した。事業者は「万全の対策が必要だ」として、敷地全体の地盤改良を行うよう市に求めた。

市は、液状化対策費を約 410 億円と算出。ヒ素などが含まれる土壌の改良費や、地中残地物の撤去費も含めた費用を約 790 億円と見積もり、22 年 2 月の市議会に予算案を提出する。しかし、市が舞洲など、夢洲と同じ大阪湾の埋め立て用地の販売で、液状化対策費を負担したケースはない。

なぜ、今回に限って市は負担を認めたのか。意思決定の詳細が、情報公開請求で入手した内部資料で明らかになった。6月29日に松井市長以下、副市長や関係部局の幹部ら約10人が液状化対策費の負担について対応を検討した。夢洲を所管する大阪港湾局は「民間業者の建設費の一部を負担するとみなされ、地盤改良をせずに売却してきた土地との公平性を保てず、住民訴訟で敗訴する可能性がある」との弁護士の意見を紹介。負担するなら、IR 実現のための「政策的な観点」で支出するという理由付けが必要との認識を示した。一方、IR 推進局は「(土地によって)条件に差異が生じることは当然で、住民訴訟で敗訴する可能性があるとは考えられない」とする別の弁護士の見解を示し、土地所有者として市が負担することは妥当とした。

予定地は市が賃貸借契約を結んで貸し出し、事業者が年間約25億円の賃料を支払う。市が定める事業期間は35年間で、市は計約880億円の賃料収入を見込む。両部局の見解を受け、松井市長は「液状化が生じる土地で事業者が施設を建てられないのなら、土地の賃貸借契約が成り立たない。誘致を決めた以上、IRが成り立つ土地を提供するのが市の責務だ」と主張。市負担が決定した。

どの会計で負担するかについても意見は割れた。IR 推進局が「必要に応じた一般会計からの繰り出し」を挙げたのに対し、



財政局は「IR 事業に一般会計の市税を投入しないのが従来のスタンスだ」と指摘。埋め立て用地の造成・販売の費用や売却益などでやりくりする「港営事業会計」で賄うよう求めた。市民サービス提供のための一般会計から、民間事業の経費を支出することはそぐわないためだ。これに対し、松井市長は「港営会計が破綻しないよう、一般会計で支えていくのが当然必要だ」と強調。最終的には、港営会計での負担を原則としつつ、一般会計からの資金支援も今後検討することで決着した。

(2021年12月31日)